

## 1 整備に対する基本的な考え方

3施設の整備については、小児保健医療センター基本計画等のコンセプトに基づき、治療の困難な病気などの子どもたちが医療・福祉・教育を一体的に受けられる環境の向上を図るため、小児保健医療センター・療育部・守山養護学校を一体的に整備し、健やかな育ちを支えることを目的としています。

また、小児保健医療センターは、子どもから大人まで切れ目ない医療を提供するため、総合病院と統合し、よりよい医療を受けられる環境を整備します。

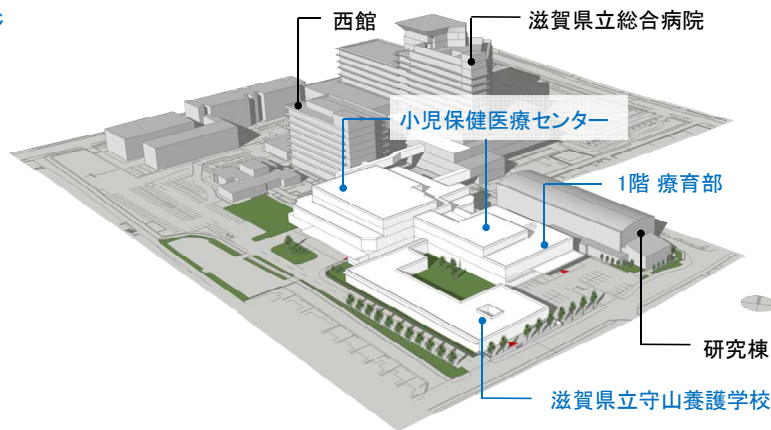
それぞれの施設は、個々の機能を高めつつ、患者さん等の施設利用者や職員等関係者が効率的に利用できるよう、利便性の高い環境の実現を図るとともに、障害のある児童等が利用する施設であるという特性を踏まえ、災害に強い建物とし、安全確保に十分な配慮を行います。

## 2 整備に至る経緯

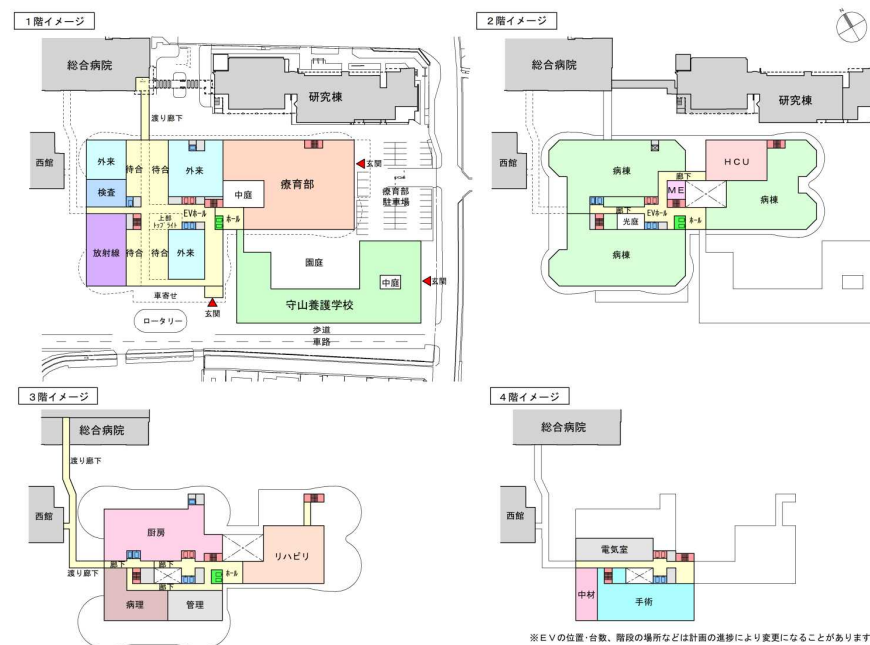
- 平成25年3月 「滋賀県立小児保健医療センター将来構想提言」として、重症患者の増加への対応が診療機能や施設面で困難となっており、高度専門医療がより効率的に提供できる体制整備が必要であるなどの提言が行われました。  
「滋賀県立小児保健医療センター療育部あり方検討報告書」として、療育部が重症心身障害児に総合療育を提供していくため、小児保健医療センターと医療福祉一体の拠点施設としていく必要があると報告されました。
- 平成28年3月 「滋賀県立小児保健医療センター基本構想」として、『専門性強化』および『総合病院等との協働』を両輪として、小児保健医療センターの診療機能の一層の充実・向上、高度化を目指すこととなりました。
- 平成30年3月 「滋賀県立小児保健医療センター基本計画」として、診療機能を強化し、将来を見据えた医療を提供していくために、療育部・守山養護学校と一体的に新築移転することとしました。

## 3 基本設計方針

### 1 全体イメージ



### 2 施設配置イメージ



### 3 各施設の概要

#### ① 小児保健医療センター(4階建て、100床)

##### ■ 診療科の新設や常設化

難治・慢性疾患分野における診療機能の充実のため、県内の状況や当センターの非常勤外来での診療状況を考慮し、以下の対応を検討します。

[新 設]小児歯科口腔外科

[常勤化]小児内分泌・代謝科、小児泌尿器科、小児形成外科、臨床遺伝科

##### ■ 総合病院との統合

小児患者にさらなる高度医療を提供するとともに、小児から成人まで切れ目ない医療を提供するため、総合病院と小児保健医療センターを統合します。

統合することによって現総合病院の医師による診療支援が受け易くなり、転院や紹介の手続等も不要となるほか、機器やカルテの統一により、スムーズな診療が受けられます。

##### ■ 病棟機能の拡張・強化

1床当たりの病床面積を拡大して患者受入能力を高めるとともに、感染対策用病室や在宅支援室などの新たなニーズに対応した病室を整備します。

また、個室率を高めるほか、新たにHCU(高度治療室)8床を設け、重症患者への対応を強化します。

## ② 療育部[4階建て(小児保健医療センターと合築)の1階部分、定員30人]

### ■ 小児保健医療センターと療育部の合築による計画

- 小児保健医療センターと療育部の合築による医療・福祉一体の施設  
病院と福祉施設を一体化し、空間利用の効率化を図るとともに、療育部通園者の急変時にもすぐに対応することができます。玄関は別に設け、病院の外來患者と通園者の動線が交わらないよう配慮し、感染防止等の対策を行います。
- 安全な建物構造  
防災拠点施設と同様に、大地震時にも倒壊や崩壊しないレベルの、重要度係数1.5の建物とします。
- 雨天時の車の乗り降りに配慮した車寄せ  
小児保健医療センターと療育部の玄関は、雨の日でも乗り降りがしやすいように、それぞれ大きな庇を設けます。また、療育部の通園者専用の駐車場を必要台数確保します。

## ③ 守山養護学校[平屋建て]

- 療養環境から独立した学習環境の確保  
小児保健医療センターとは別棟の建物とし、渡り廊下による通学経路を設けることで、独立した学習環境を確保します。
- 一人ひとりの状況に応じた学習環境の充実  
療養中の児童生徒が安心安全に学べる環境整備、充実した学習指導のための教室整備を行います。
- 病院への来院患者と動線が交わらない配慮  
通学時の経路が病院の外來患者と交わらない動線とし、学習環境への配慮と感染対策を行います。

# 4 小児保健医療センター基本計画からの主な変更点

## 1 建物構造について

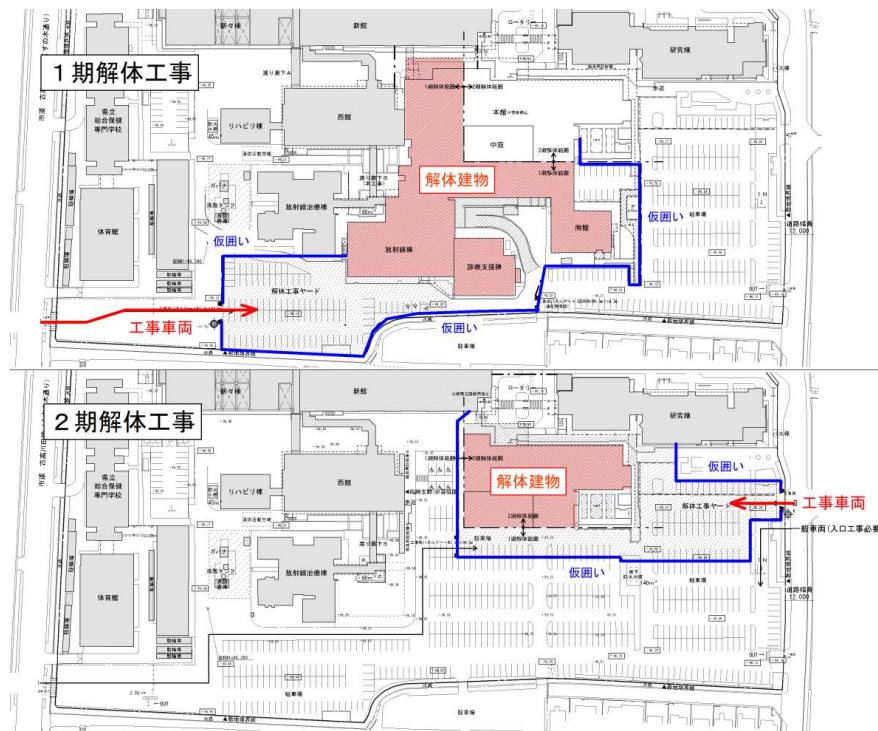
- 小児保健医療センターの構造については、以下の点を総合的に考慮して、免震構造ではなく、耐震構造とします。
  - ①国土交通省の耐震安全性の基準で、災害拠点病院に相当する「I類」の規定を満たす耐震構造とすること。
  - ②地震対策のガイドラインを踏まえた対策を講じ、地震発災後でもすぐに使える状態を保持できるよう努めること。
  - ③同一敷地内にある免震構造の総合病院新棟と連携が可能であること。
  - ④設計の自由度が上がって療育部との合築が可能となり、敷地の有効活用による駐車場確保など、利用者の利便性が向上すること。
  - ⑤小児保健医療センターと療育部との連携向上により、諸室の共有化が図れるなどの経済性が優れること。

## 2 総合受付について

- 現在の小児保健医療センターには総合受付があり、新患や入院等の受付や会計・支払窓口がありますが、総合病院と統合することから、病院全体としては現在の総合病院にある総合受付に一元化します。
- 新しい小児保健医療センターにはブロック受付と自動精算機を設置することで、外來の患者さんが総合病院の窓口に行く必要はないようになりますが、新しく診察券を発行する方や入退院の際には、現総合病院での手続きとなります。

# 5 総合病院東館解体、駐車場整備

- 小児保健医療センター等の建設予定地にある総合病院東館を解体するとともに、総合病院の駐車場確保のため、みどりの広場を駐車場として整備します。
- 解体中の騒音・振動対策  
解体建物周囲の仮囲い内側にグラスウール吸音ボード貼付、外部足場には防音パネル貼付、高層階解体時はアクティブ減音装置の設置にて騒音・振動の低減を計ります。
- 解体中の粉塵対策  
解体建物周囲の外部足場、防音パネル貼付を行い、解体中及び廃棄物搬出入車両の通行時等においては、散水養生をしっかりと行い粉塵を低減します。
- 工事中の安全確保策  
大型機械、廃棄物処分搬出入車両の一般道路への通行では、左折入場、左折退場を徹底し、交通誘導員を配置し、一般車両、通行人の第三者との交通事故防止を図ります。



- 駐車場の確保  
総合病院東館の解体や小児保健医療センター等の建築工事により、使えなくなる駐車場が出てくることから、計画的に工事を行い必要台数を確保します。なお、療育部・養護学校の跡地は駐車場として整備予定です。

	第1～3駐車場	総合駐車場	計	小児C(参考)	備考
現状	358	293	651	101	
東館解体工事中	252～341	477	729～818	101	1期 252、2期 341
建築工事中	100～150	477	577～627	101	ヤードの位置により増減
竣工後	165	477	642	—	療育部・養護学校跡地 駐車場約500台